

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年12月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900225号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900088号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月25日の標準賞与額を10万円、平成23年7月25日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成22年12月25日及び平成23年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月25日及び平成23年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月
② 平成23年7月

A社から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録に標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る平成22年分及び平成23年分賃金台帳により、請求者は、請求期間①は10万円、請求期間②は17万円の賞与の支払を受け、各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支給日については、上記賃金台帳及び事業主から年金事務所に提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記載から、請求期間①については平成22年12月25日、請求期間②については平成23年7月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年11月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に

係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。